

審査基準及び標準処理期間

平成28年6月23日作成

法令等名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業等適正化法」という。）
根拠条項	第9条第4項
処分の概要	許可証の書換え
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	風俗営業等適正化法 第5条第1項（許可の申請） 第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出） 第9条第4項（許可証の書換え） 風俗営業等適正化法施行規則 第1条（書換え申請書の提出） 第22条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
問い合わせ先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
備考	